

平成29年 第8回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

平成29年 第8回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成29年8月30日(水) 午後1時26分 閉 会 平成29年8月30日(水) 午後2時09分					
場 所	共和町役場 3階 委員会室					
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄	出席	11	高 橋 正 志	出席
	2	長 門 強	出席	12	水 戸 政 春	出席
	3	天 坂 左太雄	出席	13	小 野 公 志	出席
	4	菊 池 利 昌	出席	14	北 井 清 春	欠席
	5	西 本 峯 雄	出席	15	森 孝 之	出席
	6	森 下 昭 夫	出席	16	石 田 吉 光	欠席
	7	岡 田 政 則	出席	17	川 上 芳 浩	出席
	8	澤 田 邦 子	出席	18	上 川 洋 一	欠席
	9	澤 田 博 人	出席	19	菱 沼 昇	出席
10	浦 口 義 之	出席	20	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	照 井 誠	出席	農地係	高 松 大 輝	出席
	農地係長	堤 秀 人	出席			
議 事 録 署名委員	8 番 澤 田 邦 子 委員			11 番 高 橋 正 志 委員		
日 程	順 序 及 び 件 名					
第 1	議事録署名委員の指名について					
第 2	報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について					
第 3	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
第 4	報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について					
第 5	議案第1号 農地法第4条許可後の事業計画変更申請について					
第 6	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について					
第 7	議案第3号 共和農業振興地域整備計画の一部変更について					
第 8	議案第4号 現況証明願について					
第 9	追加 議案第5号 平成29年産水稻作況調査について					

(午後 1 時 26 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成 29 年第 8 回共和町農業委員会総会を開催致します。

14 番 北井委員、16 番 石田委員、18 番 上川委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、20 名中 17 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。

通知告示した後に申請を受理した案件も追加審議することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

共和町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、8 番 澤田邦子委員、11 番 高橋委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。

○事務局

今月の報告は 3 件です。

(報告第 1 号を朗読)

報告者については全件、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の全ての要件を満たしていると認めますので、報告します。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告についての報告を終わります。

◎日程第 3 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

○議長

次に、日程第 3 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○事務局

今回の報告は 1 件です。

(報告第 2 号を朗読)

この案件は、今月上旬に秋まき小麦の収穫が終わったことから合意解約を行うものです。

解約後は、所有者が田寄せ畑寄せを行い、畑から田に変更したうえでの売買を予定しております。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を終わります。

◎日程第4 報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について

○議長

次に、日程第4 報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、事務局より報告願います。

○事務局

今回の報告は1件です。

(報告第3号を朗読)

許可書の交付については、昨年11月に許可した砂採取の完了後に行うことを振興局の砂利採取法担当者と確認しまして、前回許可分が7月25日に完了したことから、翌26日付けで許可書を交付しております。

総会の前日に急遽許可となったため、議案作成の都合上、先月報告できなかったこととお詫び申し上げます。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可についての報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号 農地法第4条許可後の事業計画変更申請について

○議長

次に、日程第5 議案第1号 農地法第4条許可後の事業計画変更申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の転用計画の変更申請は1件です。

(議案第1号、議案書を朗読)

申請地は、北辰小学校付近から町道ヤチナイ線を北東へ約2km進み、町道第二ヤチナイ中央線との交差点を左折した200m程先に位置しております。

この案件につきましては、6月28日の総会で許可を与えることに決定し、翌日29日付けで許可書を交付しております。

変更申請の理由としましては、申請した転用面積がキャドにより求積したもので不正確であり、許可後に実測した結果との差が大きく、また、住宅の配置や敷地の形状等についてもあわせて変更を希望することから、このたび変更申請があったものです。

また、着工が遅れることに伴い、工期についても12月25日迄に変更されております。

内地番での転用の場合には、原則測量による面積で申請することになっておりますが、今回の場合は、工期との兼ね合いで申請者側の強い希望があったことから、測量を行う前の面積で申請を受け付けました。

結果として、変更申請が必要となる事態になりましたこととお詫び申

上げますとともに、今後は測量後の面積での申請受付を徹底して参ります。

なお、本案件は北海道農業会議への意見聴取不要の案件であり、今回の変更に関しても意見聴取は不要なため、本日の決定をもって明日付けで許可を予定しております。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、承認することに決定致します。

◎日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長 次に、日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回の転用申請は3件です。

(議案第2号、議案書を朗読)

1番の申請地は、国道229号線から東へ約200m先の、町道梨野舞納神社線沿いに位置しておりまして、昨年11月に許可を行い、今月18日に砂採取を完了した場所の北側を新たに掘削するものです。

砂採取事業の掘削区域面積は3,194㎡で、他に表土置場や保安区域などを含めると、所要面積は合計8,720㎡となります。また、砂採取量は12,265立米という計画になっております。

砂採取後は、除去していた表土を用い、2m程度埋め戻しをして整地することによって農地改良とし、畑として利用できるようにするとされております。

この土地は農用地区域内農地となりまして、原則転用許可できない農地ですが、砂利採取を目的とする一時転用などについては、例外的に許可が可能です。

申請地周辺一帯は浜中地域に属していることから砂地であり、砂採取できる場所は限られること、また、採取跡地を農地に復元する担保措置が講じられていることなどから、当該地の転用はやむを得ないと考えます。

また、この申請と併せて、後志総合振興局が所管する砂利採取法の許可についても同様の内容で申請されておりまして、許可となる見込みです。7月25日の現地打合せには、農業委員会から特別委員として澤田博人委員と高橋委員が参加しております。

なお、北海道農業会議への意見聴取の回答は9月26日を予定しておりますが、転用許可については、砂利採取法の許可を待って行うこととなります。

2番につきましても砂採取による一時転用の申請となります。

申請地は、国道229号線から約700m西側にある町道開進一号線沿いに位置しておりまして、昨年9月に砂採取の許可を行い、来月完了予定の場所の未採取部分を新たに掘削するものです。

砂採取事業の掘削区域面積は2,952㎡で、他に表土置場や運搬路などを含めると、所要面積は合計8,420㎡となります。また、砂採取量は8,963立米という計画になっております。

砂採取後は、除去していた表土を用い、1m程度埋め戻しをして整地することによって農地改良とし、畑として利用できるようにするとされております。

この土地は農用地区域内農地となりまして、1番の案件と同様、砂利採取を目的とする一時転用などについては、例外的に許可が可能です。

申請地は過去の実績からも砂が豊富であり、砂採取できる場所は限られること、また、採取跡地を農地に復元する担保措置が講じられていることなどから、当該地の転用はやむを得ないと考えます。

また、この申請と併せて、砂利採取法の許可についても同様の内容で申請されておりまして、許可となる見込みです。昨日29日の現地打合せには、農業委員会から森下委員、澤田博人委員、高橋委員が参加しております。

こちらも農業会議への意見聴取の回答は9月26日を予定しておりますが、転用許可については、砂利採取法の許可及び前回の許可に関する工事完了報告の受領後に行うこととなります。

3番の申請地は、国道229号線の鎧橋付近から町道金袋線に入り、約500m先の堀株川沿いに位置しています。

申請内容は、借主が所有する特別高圧送電線66kV茅沼線の支持物であるNo.50号鉄塔が、北海道の津波浸水想定シミュレーションにおいて、0.5m未満の浸水の可能性があることとされたことから、鉄塔周囲の農用地区域内農地を一時転用して資材置場、駐車スペース、作業スペースとして利用し、津波浸水対策工事を実施するものです。

工事内容につきましては、鉄塔を地上高1.2mの基礎で囲い、その上に高さ1.2mの鋼製の矢板を設置するものでして、防護柵の設置範囲は、大半が借主の所有地である鉄塔敷地内となりますが、一部が土地改良区から賃貸借している農道の法面部分にかかることとなります。

申請地の農地区分は農用地区域内農地となりまして、一時的な利用であって、利用目的を達成するために当該農地の転用が必要と認められる場合、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合には、例外的に許可が可能です。

今回の事業計画には用地選定の任意性はなく、転用による周囲への影響もないと認められることから、当該地の選定はやむを得ないと考えます。

現地確認は、昨日29日に、高橋委員、菊池委員、菱沼委員の3名で実施しております。

こちらの案件も農業会議への意見聴取の回答は9月26日を予定しておりますが、許可相当の回答をもって速やかに許可を行うこととなります。

す。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。
(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第7 議案第3号 共和農業振興地域整備計画の一部変更について

○議長 次に、日程第7 議案第3号 共和農業振興地域整備計画の一部変更
についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回の意見聴取は3件です。
(議案第4号、議案書を朗読)

申請地は、3件共通して、道道発足線から約500m北側の、町道第
四ヤチナイ線沿いに位置しております。

この土地の公簿地目は原野であり、建設会社が資材置き場として使用
しておりましたが、太陽光発電を目的に、今年6月に申請人が売買で所
有権を取得しております。

今回の申請の目的は太陽光発電所の建設であり、3件あわせて太陽光
パネル900枚を設置して49.5kwの発電をし、北海道電力への売
電を計画するものです。申請地は農業振興地域の農用地区域内の土地と
なっているため、開発行為には共和農業振興地域整備計画の一部変更
による農用地区域からの除外が必要となりますので、農振法施行規則第3
条の2第2項に基づき、このたび農業委員会に意見が求められているも
のです。

除外の要件としましては、1点目が農用地区域以外の土地利用の状況
から、当該地を農用地区域から除外することが適当で、農用地区域以外
の土地で代えることが困難であること。2点目が農地の集団化、農作業
の効率化等に支障を及ぼすおそれがないこと。3点目が担い手に対する
農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。4点目が土地改良施
設等の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。5点目が土地改良
事業の工事が完了して8年を経過した土地であること。

以上5つの要件すべてを満たす必要がありますが、隣接地との間に2
.5mから4mの通路を設け、パネルの高さも2m程度という計画であ
ることなどから、本案件はいずれも全ての要件を満たしており、太陽光
パネルの設置が周囲に与える影響はないと考えます。

農業委員会からの意見聴取後の流れですが、町において公告・縦覧を
行い、道の同意を得まして、除外手続きの完了は10月下旬から11月
月上旬となる見込みです。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
共和町長から意見を求められた、共和農業振興地域整備計画の一部変更については、適格と認定し、この旨回答することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、適格と認定し、この旨共和町長に回答することに決定致します。

◎日程第8 議案第4号 現況証明願について

○議長 次に、日程第8 議案第4号 現況証明願についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回の願い出は1件です。

(議案第4号、議案書を朗読)

申請地は、発足市街の十字路から道道発足線を北東へ約2km進んだ先に位置しております。

申請地の状況ですが、この土地は近隣の農業者から平成8年に申請人があっせん売買で購入した土地になりますが、当時から石が多く機械を壊し、修理費用が多額となったことから、利用されずに現在に至っております。一部が山林化しております。

現地調査の結果、非農地化してから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と考えます。

現地調査は、先週の25日に、長門委員、森下委員、西本委員の3名で実施しております。

なお、地目変更後は、泊原発の避難道路である道道泊共和線の工事に係る資材置場として利用される予定ですが、農用地区域内であることから、地目変更後に農振法の開発行為の申請を町へ行う予定となっております。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

願い出のとおり、証明を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、証明を与えることに決定致します。

◎日程第9 追加議案第5号 平成29年産水稻作況調査について

○議長 次に、日程第9 追加議案第5号 平成29年産水稻作況調査についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今年度の水稻作況調査については、8月4日付けで町長から農業委員

会へ調査依頼がありまして、今週の28日に五役会議を開催し、調査日などについて協議しております。

今年の水稲の生育状況ですが、6月の天候不順の影響で茎数は平年より少ないものの、草丈、葉数、出穂期などが平年並みで経過しており、穂揃いも良いことから、8月15日現在の生育は、普及事務所の調査で平年並と判断されており、登熟も良好とのことです。

調査日につきましては、生育状況や諸行事等を考慮しまして、品種や地域による差は若干あると思いますが、9月13日に実施したく、ご提案いたします。

次に、水稲作況調査の実施要領についてご説明しますので、別紙をご覧ください。

(別紙をもとに実施要領等を説明)

調査結果を踏まえた共和町の水稲作況反収の決定については、みなみ北海道農業共済組合の標本田の坪刈実測や北海道農政事務所の作況指数、農業改良普及センターの調査結果等も参考としまして、11月に五役会議で協議・調整を行ったうえで11月末の総会に報告し、最終決定することになります。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

平成29年度水稲作況調査の実施日は9月13日、調査箇所については19ヶ所とすることとして異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、9月13日に実施することに決定致します。

◎閉会宣言

○議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了致しました。これにて、平成29年第8回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 0 9 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成29年 8 月 3 0 日

議長(農業委員会会長) 今 村 俊 一 印

議事録署名委員 8 番 澤 田 邦 子 印

議事録署名委員 1 1 番 高 橋 正 志 印